

会津若松市地域防災計画の修正について

1. 今回の市地域防災計画修正の趣旨

地域防災計画は、災害対策基本法に基づいて都道府県や市町村等が作成するものであり、本市が作成する地域防災計画は、国の防災基本計画及び県の地域防災計画との整合性が求められることから、必要に応じて修正を行ってきたところであり、直近では令和6年3月に修正を行っております。

今般は、令和6年3月に修正された県地域防災計画の内容等について、本市地域防災計画に反映させるものです。

2. 主な修正の内容

福島県地域防災計画との整合性（令和6年3月）

(1)令和6年能登半島地震の課題を踏まえた修正

○孤立集落の発生を想定した備蓄の検討について追記。

（修正箇所）新旧対照表 P4

本編 P68 第2編 災害予防計画 第7章 備蓄・調達体制の整備
基本的な考え方

(2)その他

○気象特別警報・警報・注意報等の適正化。

（修正箇所）新旧対照表 P7-9

資料編 P20（資料 2-4-1）注意報・警報発表の基準

その他

(1)指定避難所・指定緊急避難場所の追加

○指定避難所として公民館及びコミュニティセンター、県施設等（市内高校、大学等）を追加し、指定緊急避難場所として市都市公園等（扇町公園等）を追加。

（修正箇所）新旧対照表 P9

資料編 P53-59（資料 2-5-1）避難所・避難場所一覧表

(2)新たな土砂災害の発生のおそれのある箇所の追加

○新たな土砂災害の発生のおそれのある箇所の追加記載

県が令和6年6月12日に新たに公表した「新たな土砂災害の発生のおそれのある箇所」を追加。

（修正箇所）新旧対照表 P2, 9

本編 P52-53 第2編 災害予防計画 第4章 地震以外の災害対策
第3節 土砂災害対策

資料編 P41-43（資料 2-4-3-4）新たな土砂災害の発生のおそれのある箇所

(3)各種資料の時点修正等

○減災目標の現状値の更新や備蓄品目の修正など